

川崎市障害者雇用・就労促進行動計画の取組結果（詳細）

	30の行動	主な事業	事業内容	3年間の主な取組	取組結果	29年度の方向性	関連計画等	
方針1 働く意欲と働く力の向上を支える								
学 校 在 学 期	1	キャリア在り方生き方教育を推進する	キャリア在り方生き方教育の推進	学ぶこと・働くことの尊さを実感させ、豊かな人間関係、道徳性、規範意識、社会的スキル等を育成します。	・「キャリア在り方生き方ノート」を作成、配付 ・学校ごとに計画策定とこれに基づく実施	・生徒の学ぶ意欲、働く意欲や社会的スキルを育成	・継続実施	
	2	就労体験の場を創出する	高等部、中学校特別支援学級での実習・職業体験	働く喜び・意義を実感できる実習や職場体験を実施し、就労意欲を高め、的確な進路選択につなげます。	【高等部】 ・生徒の特性に応じた職場体験を実施 ・企業開拓の実施 【中学校】 ・各校において「総合的な学習」の時間等で職場体験を実施	・生徒の意識を刺激し、働く意欲等を育成 ・企業や地域の障害理解を促進(実習人数 233人、開拓企業数 107か所)	・継続実施	
	3	職業教育の促進と教育的支援	特別支援学校分教室での職業教育体制の充実	川崎市立養護学校分教室を体制強化することにより職業教育を促進します。	・募集人数を増員、施設面等の環境整備を実施 ・田島支援学校においてコース制導入、職業実施施設を開設、運営 ・関係機関職員向け研修を実施	・施設面等の環境整備 ・コース制の導入による職業教育の充実 ・地域に開かれた職業実習施設の活用による地域の理解の促進 ・他機関と連携した支援の実施	・継続実施	・第4次かわさきノーマライゼーションプラン ・かわさき教育プラン
	4	特別支援学校向け企業開拓と定着支援	就労支援員による企業開拓と定着支援	就労支援員を配置し、企業開拓を行うとともに、定着の促進を図ります。	・生徒の特性に応じた企業開拓を実施 ・就労支援員による職場訪問を実施 ・生徒向け就職セミナーを実施	・就労支援員が現場訪問を行うことによる連携強化(訪問企業数 305社、新規実習先企業数 202社) ・セミナー実施により生徒のビジネスマナー、面接対応力を向上(参加者数165人)	・継続実施	
	5	家族の支える力を育てていく	保護者向け就労意欲喚起に向けた情報提供	保護者向けに卒業後の進路選択や企業就労の情報提供を行い、就労する本人を支える体制を強化していきます。	・支援機関等福祉サービス制度の説明会を実施 ・企業等との協働によるセミナーを開催	・企業との連携による障害福祉サービスの制度理解を促進、就労後の課題の共有による保護者の「支える力」を向上(参加企業数75社、参加者数559人)	・継続実施	
6	福祉施設から一般就労への移行を推進する	障害者雇用短期チャレンジ事業 就労体験ステップアップ事業	福祉施設利用者の就労意欲を喚起するため、未雇用企業での雇用チャレンジを展開します。	・就労移行支援事業所向けに短期チャレンジ事業を実施 ・第4庁舎に加えて、高津区役所、多摩図書館でステップアップ事業を実施	・短期チャレンジ事業による実習参加者の就労意欲を向上(参加企業数53社、参加者数89人) ・ステップアップ事業により一般就労を見据えた実習参加者の動作能力を確認(実習者数2,056人) ・就労体験の実施(参加者数H26:136人、H27:438人、H28:486人)	・継続実施		
成 人 期	7	福祉施設従事者の支援スキルの向上を図る	支援機関向け人材育成研修事業 就労支援事例検討会	就労支援に必要な知識・情報、技術などの研修を行い、的確な支援を行えるようスキルアップを図ります。	・3年間の継続講座としてスキルアップセミナーを実施 ・就労援助センターを中心として、地区別にテーマを設定し、事例検討会を開催	・支援機関向け人材育成セミナーの実施による就労支援員のスキルの向上(参加者数364人) ・就労支援事例検討会の実施により関係機関との連携を充実	・ネットワーク会議と統合して継続実施	
	8	支援方法未確立な障害へのプログラムを構築する	障害者職域拡大推進事業 他の専門機関等との連携	職業センター等専門機関との協働により、支援者のスキル向上を図るとともに、企業での事例を共有化します。	・就労援助センターを中心として、地区別にテーマを設定し、事例検討会を開催(再掲) ・企業団体や支援機関との協働により、短時間雇用創出プロジェクトを開始	・就労支援事例検討会の実施により関係機関との連携を充実 ・コネクションズかわさき等との連携による支援を実施 ・短時間雇用創出プロジェクトによる支援方法が未確立な障害者への支援手法の実践と研究(参加企業数15社、就職者数22人)	・継続実施	・第4次かわさきノーマライゼーションプラン
	9	発注促進により福祉的就労の底上げを図る	障害者優先調達法に基づく取組 障害者共同受注窓口事業	工賃向上に向けた受注調整、販路及びしごと拡大等により工賃向上への取組を促します。	・優先調達方針の策定・周知 ・供給可能物品等リスト作成・周知 ・しごとセンターにおいて、墓地・公園・施設清掃等の、高単価業務獲得を目指した取組を推進	・優先調達制度の認知向上(発注実績129件(H27まで)) ・市内就労継続支援B型施設工賃が向上(H25 14,092円→H27 15,120円)	・継続実施	
10	商品・販売力の強化を図り、発信する	ふれあい製品振興事業 自主製品セミナー・販売会	多様な主体との連携を通じて、施設での製品の商品力・販売力の強化を図ります。	・自主製品の品質向上と生産管理のためのセミナーを開催 ・販路拡大のための販売会を実施	・新たな商品の開発 ・セミナーにより商品のクオリティを向上 ・新たな販売会を実施(H28 実施回数3回、参加施設数 48施設)	・継続実施		
方針2 働きたいと雇いたいとのマッチング力の強化を進める								
求 職 者 就 職 期	11	障害者雇用・就労支援かわさきモデルの構築	障害者就労支援ネットワーク事業 障害者職域拡大推進事業	就労支援機関の役割をふまねコーディネートを図り、支援力を十分に発揮できる支援体制をつくりあげていきます。	・就労援助センターを中心として、地区別にテーマを設定し、事例検討会を開催(再掲)	・課の新設により施策推進体制を強化 ・就労支援事例検討会の実施により関係機関との連携を充実(再掲)	・継続実施	
	12	就労援助センターによる就労支援コーディネート	障害者就労援助センター運営事業	求職支援、定着支援等の障害者就労支援における全体的なコーディネート機能を強化します。	・精神障害者や中等度の知的障害者などの就労困難層への支援を展開 ・定着支援の新たな手法を検討 ・職員を増員	・新たな求職者層への支援を開始 ・効果的効率的支援手法の実践 ・増員による支援体制の強化(H28末登録者数 1,305人) ・職場体験の拡大 ・新規就職者数の増加	・継続実施	・第4次かわさきノーマライゼーションプラン
	13	企業支援体制構築(ジョブコーチ機能)	障害者就労援助センター運営事業(再掲)	障害者就労援助センターでの組織強化等、国の動向を含めた支援体制全体をふまえた組織体制を検討します。	・精神障害者や中等度の知的障害者などの就労困難層への支援を展開(再掲) ・定着支援の新たな手法を検討(再掲) ・職員を増員(再掲)	・新たな求職者層への支援を開始(再掲) ・効果的効率的支援手法の実践(再掲) ・増員による支援体制の強化(H28末登録者数 1,305人)(再掲)	・継続実施	

川崎市障害者雇用・就労促進行動計画の取組結果（詳細）

	30の行動	主な事業	事業内容	3年間の主な取組	取組結果	29年度の方向性	関連計画等
求職・就職期	14	職場実習の場を拡大しマッチング促進	就労体験ステップアップ事業(再掲)	就職に向けて的確なマッチングを行うため、庁内業務を実習場所として提供し、動作能力等の評価を行います。	・第4庁舎に加えて、高津区役所、多摩図書館でステップアップ事業を実施(再掲)	・ステップアップ事業により一般就労を見据えた実習参加者の動作能力を確認(実習者数2,056人)(再掲)	・継続実施
	15	精神・発達障害等への支援機能構築	障害者職域拡大推進事業(再掲) 他の専門機関等との連携(再掲)	専門的機関での必要なプログラム等を通じた支援を行います。	・就労援助センターを中心として、地区別にテーマを設定し、事例検討会を開催(再掲) ・地域リハビリテーションセンター、コネクションズかわさき等との連携による支援の実施	・就労支援事例検討会の実施により関係機関との連携を充実(再掲) ・コネクションズかわさき等との連携による支援を実施(再掲)	・継続実施
	16	ハローワーク等と企業間での意識の共有を図る	障害者雇用新規導入セミナー実施事業 合同面接会	法定雇用率未達成企業向けに、雇用導入企業・ハローワーク等と協働し、個別相談会を実施します。	・他都市との共催による啓発セミナーを開催 ・ハローワークとの共催による合同面接会の実施	・セミナーの開催により企業へ障害者雇用の啓発を実施(参加企業数176社、参加者数224人) ハローワークとの連携により合同面接会を実施(参加企業数148社、参加者数 656人)	・継続実施
	17	キャリア形成支援ツールの活用による雇用促進	特別支援学校との共有支援シート作成	継続的支援が行えるよう各支援機関の間での情報共有できるシート等のツールを作成の検討を行います。	・特別支援学校と共有シートを作成、運用 ・他の支援機関については、個々の障害特性に対応するため個別シートを利用	・ツールの活用により支援の継続性を確保	・継続実施
定着期	18	定着機能を強化する	障害者就労援助センター運営事業(再掲)	求職支援、定着支援等の障害者就労支援における全体的なコーディネート機能を強化します。	・ネットワーク会議主催による就労者向け研修会を実施 ・プログラムを支援機関向けに共有(「川崎就労定着プログラム」の開発と展開)	・利用支援機関の拡大(県内を中心に52か所) ・就労者向け研修会を行い、支援プログラムを共有	・各支援機関で独自実施
	19	企業における定着支援体制を構築する	雇用先企業向け雇用定着サポート事業	雇用後に雇用管理に困難を抱える企業向けに、企業内での定着支援体制を構築するための体制を検討し実施します。	・障害特性に関わらず汎用的な対応が可能になるようパターンランゲージ研修をグループワーク形式で実施	・パターンランゲージ研修会により、企業における定着支援スキルを向上(H28 参加企業数32社、参加者数39人)	・継続実施
	20	本人と就職先の両面から支える体制を構築する	障害者就労援助センター運営事業(再掲)	求職支援、定着支援等の障害者就労支援における全体的なコーディネート機能を強化します。	・精神障害者や中等度の知的障害者などの就労困難層への支援を展開(再掲) ・定着支援の新たな手法を検討(再掲) ・職員を増員(再掲)	・新たな求職者層への支援を開始(再掲) ・効果的効率的支援手法の実践(再掲) ・増員による支援体制の強化(H28年度未登録者数 1,305人)(再掲)	・継続実施

方針3 雇用の場を創出・拡大する

民間企業への取組	21	障害者雇用新規導入相談の場づくり	障害者雇用新規導入セミナー実施事業(再掲) 各種助成金制度の周知	法定雇用率未達成企業向けに、雇用導入企業・ハローワーク等と協働し、個別相談会を実施します。	・他都市との共催による啓発セミナーを開催(再掲) ・法定雇用率未達成企業に対して障害者の雇用を直接的に支援する事業を実施 ・企業向け啓発パンフレットを作成し広報	・セミナーの開催により企業へ障害者雇用の啓発を実施(参加企業数176社、参加者数224人)(再掲) ・各種助成金制度を周知	・継続実施	
	22	中小民間企業等での雇用チャレンジを支援する	短時間雇用創出プロジェクト	障害者雇用へ向けたステップアップとしていくため、チャレンジの場を創出します。	・企業団体や支援機関との協働により、短時間雇用創出プロジェクトを開始(再掲)	・短時間雇用創出プロジェクトによる支援方法が未確立な障害者への支援手法の実践と研究(参加企業数15社、就職者数22人)(再掲) ・週当たり就労時間数(平成29年3月末時点 約62時間)	・継続実施	
	23	ノウハウを有する企業・団体との提携	障害者雇用・就労促進企業等の認証事業	促進に資する企業・団体等を基準を設けて認証し、心のバリアフリーを通じて障害者雇用・就労の輪を広げていきます。	・本市に先駆けて、県が平成26年から同様の認証制度を開始したことから、同制度の周知を本市においても実施	・県認証制度を積極告知	・継続実施	・第4次かわさきノーマライゼーションプラン
	24	ウェルフェアイノベーションにより雇用場を創出・拡大する	ウェルフェアイノベーション推進事業	障害のある方が働きやすくなる福祉製品・サービスを開発し、雇用・就労の創出・拡大を図ります。	・コーディネーターを活用した個別支援 ・ICT治具を用いた教育プログラムの構築、展開するための手法の検討	・ICT治具を用いた「教育プログラム」の実施	・継続実施	
	25	雇用推進企業を応援する仕組みを構築する	障害者施設等受注団体認定制度	障害者雇用を積極的にを行う企業を契約上優先的に取り扱います。	・認定制度の周知を実施	・認定制度の認知度向上(認定団体 3団体)	・継続実施	
市の取組	26	市役所の障害者雇用率を拡充する	市役所職員の採用	身体障害者の採用や知的障害者対象のチャレンジ雇用の実施と、精神障害者発達障害等での雇用検討を行います。	・身体障害者採用の実施 ・6人の知的障害者チャレンジ雇用を継続 ・教育委員会における知的障害者向けチャレンジ雇用の実施	・市にて障害者を採用(身体 25人、知的 8人) ・教育委員会にて障害者を採用(知的 7人)	・継続実施(一部新たな手法を検討)	・第4次かわさきノーマライゼーションプラン ・川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム
	27	雇用積極企業に契約上優先的に取り扱う	総合評価制度 主観評価項目制度	障害者雇用を積極的にを行う企業を加点評価する入札を実施します。	・総合評価制度における評価基準の1つとして「障害者の雇用状況」に関する加点項目を設定して入札を実施 ・主観評価項目制度における項目の1つとして「障害者の雇用状況」に関する内容を設定し、複数項目に登録があることを入札参加条件とする入札を実施	・社会的貢献に向けた企業の意識向上(総合評価制度による入札件数 188件、主観評価項目制度による入札件数 499件)	・継続実施	障害者制度の関連として ・川崎市総合評価落一般競争入札実施要項 ・主観評価項目制度実施要綱

障害者雇用・就労を継続的に推進していく取組			取組結果と今後の課題、29年度の方向性	
28	障害者雇用・就労を促進する輪を広げるためのプラットフォームを創設する	障害者が働くことが当たり前という人々の意識づくり・まちづくりの基盤を形成・整備していきます。積極的に取組を応援し、関わる人の裾野拡大を進めていきます。	平成26年度に障害者雇用・就労推進課を新設し、計画に位置付けた3つの方針に基づいて、就労準備段階の支援、一般就労段階の支援、企業に対する雇用支援を中心に、行政が主体となって集中的に障害者雇用・就労を促進するための取組を実施した。取組推進にあたっては、主にホームページや各種セミナーなどを通じ、施策の情報を積極的に広報・周知し、関係者や当事者の関心を高め、具体的な解決に向けた提案へとつなげていった。その結果、就労体験のスキームの確立と参加者の増加、障害福祉サービス事業所の工賃向上、就労困難層に対する就労支援の開始、定着支援ツールの開発や企業の雇用支援など、他の自治体に先例がない本市独自の取組を積極的に展開、実現することができた。一方、こうした取組を通じて、新たな局面での課題も見えてきた。具体的には、主に受注生産を行う福祉サービス事業所を対象とした工賃向上施策、就労困難層に対する新たな支援スキームの検討・実践、企業の雇用の現場における合理的配慮の推進などがあげられる。	
29	障害者雇用・就労の取組を積極的に発信し、まち全体で共有する	雇用・就労の好事例の情報と配慮すべき事項を発信しまち全体で共有します。	本計画における3年間の実践をととして、各方針における具体的な方向性と手法、課題について整理できたことから、平成29年度は引き続き第4次かわさきノーマライゼーションプランに位置づけた各計画の下に推進する。さらに、平成30年度以降は、障害者雇用・就労促進基本方針の考え方とあわせて、これまでの取組の成果も踏まえながら、第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定を行い、引き続き「障害者の雇用・就労に最も積極的に取り組む都市川崎」を目指して、取組を進める。	
30	庁内の総合的な体制整備を図り、進行管理と評価の仕組みを活用しながら進めていく	庁内全体で計画を進めていく会議体を創設するとともに、各取組の進行管理と評価を行い、必要に応じて行動計画の見直しを行います。		

第4次かわさきノーマライゼーションプラン（抜粋）

基本理念

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』

計画策定の背景

- 障害者数が平成18年の障害者自立支援法施行以降、40%以上増加し、かつ多様化している。
- 加齢に伴う障害の重度化・重複化への対応が必要である。
- 親なき後を見据えて、障害者が地域生活を継続するための支援策を展開していくことが求められている。
- 平成28年4月施行の障害者差別解消法への着実な対応が求められている。

基本的な視点

ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築

課題

- ・障害者の増加（加齢に伴う中途障害者も増加）
 - ・障害者の高齢化（家族も高齢化）
 - ・支援ニーズの多様化・複雑化
- このような状況の進展を踏まえた支援システムの構築

施策の方向性

- ・あらゆる世代に対応した支援体制の構築
ライフステージに応じた支援体制を構築するため、高齢者施策との連携や障害児から障害者への一貫した支援の充実など‘要支援者全体を支える’という視点を持ちながら、障害のある方が地域で安心して暮らしていけるように取組を進めていきます。
- ・保健・医療・福祉の連携強化
多機関・多職種の連携による総合的・包括的な支援体制の整備を進めます。

多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現

課題

- ・平成28年4月施行の障害者差別解消法に基づく取組の展開
- ・心のバリアフリーの地域社会づくりに向けた取組が必要
- ・将来に向けて持続可能な支援体制を目指して、相互理解を深め、地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり

施策の方向性

- ・差別や権利侵害の防止・社会参加の機会の拡大
地域の中で障害のある人もない人も相互理解を深め、共に育ち、共に学び、共に暮らし、共に働くことが当たり前と感じられる地域社会づくりを進めます。
- ・地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり
ボランティア、民間団体・企業、さらには障害当事者だからこそできるピアサポートなど当事者も支援の担い手として、活躍できる仕組みづくりに取組みます。

誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進

課題

- ・暮らしやすい生活環境の整備
障害者を取り巻く生活環境全般における障壁（バリア）を可能な限り取り除く、または軽減する取組の推進
- ・災害時対策の強化
東日本大震災等の大規模災害を踏まえた災害時要援護者への支援

施策の方向性

- 障害者差別解消法等の理念を踏まえ、誰もが安心・安全・快適なまちづくりを目指します。
- ・生活環境面でのバリアフリーのまちづくりの促進
 - ・災害時要援護者への支援体制の強化

重点項目

- あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築
- 多様な住まい方と場の確保
- 多様なニーズに対応する短期入所の充実
- 日中活動の場の確保
- 地域生活支援の充実
- 自立に向けた就労支援
- 障害者の権利を守る取組（障害者差別解消法等に基づく取組の推進）

施策体系

方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～一人ひとりのライフステージと障害特性に応じた総合的な支援体制の構築を目指します～

施策1 相談支援体制の充実と地域リハビリテーションシステムの構築

- ①相談支援体制
- ②専門的な相談支援体制
- ③地域自立支援協議会

施策2 子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②療育
- ③地域生活・住まいの支援
- ④教育環境・教育活動
- ⑤進路支援
- ⑥家庭・保護者への支援

施策3 地域生活支援の充実

- ①生活支援サービス
- ②日中通所サービス
- ③情報コミュニケーション支援
- ④移動及び外出の支援
- ⑤福祉用具での支援
- ⑥地域移行支援・退院促進支援

施策4 多様な住まいの支援

- ①グループホーム
- ②入所施設
- ③高齢障害者対策
- ④民間住宅での居住支援
- ⑤公営住宅での支援
- ⑥居住環境の向上支援

施策5 雇用・就労・経済的自立の促進

- ①働く意欲の向上
- ②就労マッチング
- ③雇用先の拡充
- ④福祉的就労
- ⑤経済的支援

施策6 保健・医療との連携強化

- ①医療ケア体制の確立
- ②医療給付・助成
- ③疾病の予防対策、早期発見・早期療育
- ④精神科救急医療体制
- ⑤医療人材の確保と育成
- ⑥リハビリテーションサービスの提供

施策7 サービス提供体制の充実

- ①研修体制
- ②福祉サービスに対する第三者の視点
- ③専門職の確保・育成
- ④当事者支援の推進

方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い

～障害のある人もない人も支え合える「心のバリアフリー都市川崎」を目指します～

施策8 権利を守る取組の推進

- ①障害を理由とする差別解消の推進
- ②障害者虐待防止に向けた取組の推進
- ③成年後見制度、日常生活自立支援の推進
- ④苦情解決支援
- ⑤消費者被害の防止

施策9 心のバリアフリー

- ①心のバリアフリーに向けた取組
- ②障害の理解促進と普及啓発
- ③福祉教育
- ④障害者体験企画の展開

施策10 社会参加の促進

- ①障害者スポーツ
- ②障害者の文化・芸術活動

施策11 多様な支え合いの構築

- ①地域の多様な支え合いの構築
- ②障害の自己理解とピアサポート

施策12 自殺予防対策の推進

- ①自殺予防対策の推進

方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりを目指します～

施策13 生活環境のバリアフリー化の推進

- ①福祉のまちづくりの推進
- ②公共交通機関のバリアフリー化
- ③道路のバリアフリー化
- ④公共施設のバリアフリー化
- ⑤まちの情報提供の充実
- ⑥情報バリアフリーの推進

施策14 災害・緊急時対策の強化

- ①災害に備えた環境整備
- ②情報支援
- ③地域での見守り活動

施設データは直近実績

人数データはH27実績

川崎市における障害者雇用・就労支援体制の現状

就職準備支援期

就職

職場順応支援期

就職定着支援期

